

都市・環境常任委員会

(平成24年6月19日)

諸岡 覚委員長

おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、都市・環境常任委員会を開催させていただきます。

川村委員におかれましては、若干遅参するとのご連絡を受けております。また、本日、傍聴に数名の方にお越しいただいております。

それでは、審査順序に基づきまして議案審査を行ってまいりたいと思います。

まずは、環境部の付託議案でございます。

環境部長、一言ごあいさつをお願いいたします。

田中環境部長

改めまして、おはようございます。

環境部でございます。

昨年度はいろいろご心配、ご迷惑をおかけしました。本日は3件の議案につきまして審査をいただきます。いずれも新総合ごみ処理施設の関係となっております。よろしく願います。

諸岡 覚委員長

よろしく願います。

それでは、進めてまいります。

議案第66号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

理事者のほうからご説明願います。

議案第66号 工事請負契約の締結について

益川新ごみ処理施設整備課長

新ごみ処理施設整備課長の益川でございます。よろしく願います。

それでは、議案第66号でございます。

工事請負契約の締結でございますが、資料につきましては、当初議案の議案書ござい

ますが、こちらのほうの37ページになります、まず。それと、表をお手元のほうにお配り
させていただきました都市・環境常任委員会の資料ということで、こちらの資料がござい
ますが、こちらで説明をさせていただきたいと思います。

議案書のほう、よろしいでしょうか。

諸岡 覚委員長

はい、進めてください。

益川新ごみ処理施設整備課長

それでは、37ページをごらんいただきたいと思います。

四日市市新総合ごみ処理施設造成工事の請負契約の締結についてでございます。

諸岡 覚委員長

今、議案書ですよ、見ておるの。

益川新ごみ処理施設整備課長

議案書です。37ページでございます。

諸岡 覚委員長

はい、進めてください。

益川新ごみ処理施設整備課長

それでは、契約内容でございます。

工事場所につきましては、垂坂町地内。工事名が四日市市新総合ごみ処理施設造成工事。
契約金額が7億9258万2000円でございます。契約方法につきましては、一般競争入札での
実施でございます。契約保証金といたしましては、契約金額の100分の10以上と。契約相
手方がT S U C H I Y A・中央特定建設工事共同企業体ということで、共同企業体の代表
者がT S U C H I Y A株式会社三重支店でございます。共同企業体構成員といたしまして
は、中央建設株式会社。出資割合といたしましては、T S U C H I Y A 7、そして中央3
ということで、7対3でございます。

1枚めくっていただきまして、38ページをごらんいただきたいと思います。

工事概要等につきましては、ちょっと後ほど委員会資料のほうで説明をさせていただきます。

4番の工期でございますが、契約の日から平成25年9月30日まで。それから、入札結果につきましては、38ページから40ページの記載のとおりでございます、27JVの応募がございました。

それと、41ページが造成工事の位置図ということになっております。

それでは、都市・環境常任委員会、お手元のほうにきょうお配りさせていただいておりますこの資料でございますが、こちらのほうで説明をさせていただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、今回の工事の目的でございますけれども、平成25年10月からの施設建設工事に先立ちまして造成工事を行うものでございます。本工事につきましては、周辺の環境に影響を与えないよう極力配慮して調整池整備を含めた土地造成を行うものでございます。

契約内容につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

2番の工事概要でございます。

造成工につきましては、8haということで、取り扱い土量といたしましては14万 m^3 、切り土と、それと盛り土、それぞれ14万 m^3 ということでございます。それと、調整池整備工ということで3カ所今回設置をいたします。総貯留量といたしましては1万638 m^3 。霞ヶ浦の50mプール、あれで大体6.5個分ということになります。進入路の整備工でございますが、延長が206.7m、幅員につきましては、保護路肩を含めまして道路幅員といたしましては12mということで、車道が3m、歩道は2.5mでございます。

主な整備内容でございますが、1から4まで記載してございます。

(1)といたしまして、土砂の場外への搬出、それから場内への搬入、これを極力行わないということで、掘削量と盛り土量を合わせておるということで、今回、工事費の削減、それから地元への環境配慮という点から土量収集をゼロといたしております。

それと、(2)の調整池の護岸につきましては、道路側を逆T字擁壁、山側を大型ブロックでの整備をいたしております。

(3)の市道垂坂1号線に新たな進入路を設けるということで、また、搬入車両によります渋滞を緩和するということで、市道垂坂1号線には右折車線を増設いたします。

それと、道路に隣接いたしますのり面には、張りブロックによって整備を行いまして、草木等が道路に倒れ込むことを予防するといった計画でございます。

3番目の工事費内訳と工事スケジュールでございます。

造成工につきましては、先ほど申し上げました切り土、盛り土の造成工事、それと伐採工事とか排水工事、それを含めまして大体3億2000万円ということで、7月から着工させていただきます。そして、調整池3池ございますが、A1、A2、Bと3池につきましては、時間をおきまして10月ぐらいから着工ということになります。そして、進入路につきましては12月ぐらいから着工させていただきます、平成25年9月には完了いたしまして、本体工事、プラント工事に引き継ぐといった予定でございます。

3ページは位置図でございます。

それと、4ページをごらんいただきたいと思います。

A3の資料でございます、土地利用計画の平面図でございます。今回の事業用地でございますが、ピンクのちょっと縦の斜線になりますけれども、これが3万4047㎡でございます。この施設配置につきましては、整備基本計画の段階で想定していたものでございまして、先般、落札いたしました事業者の配置とは異なりますのでご了承いただきたいと思います。

それと、道路用地でございますが、黄色の部分、進入路と、上の部分に管理用道路がございますが、これが道路用地になります、これが7027㎡。

それと、調整池でございますけれども、A1、A2、Bの3つの調整池がございます。A1とA2につきましては米洗川流域への放流と、Bの調整池につきましては米洗川支流への放流ということになります。3池を合わせまして、面積といたしましては6577㎡ということになります。あと、切り土とか盛り土、そういったもろもろの土地利用ということになります、緑地、造成森林につきましては、緑の網かけの部分ということで、これが7005㎡と。残地森林につきましては、紫の網かけの部分ということで1万3118㎡。全体で7万9577㎡を計画いたしております。

こちらの断面につきましては、ちょっとA A'からD D'というふうに記載しておりますので、この断面図につきましては5ページ、6ページに記載がございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。

A A'断面ということで、造成の標準的なところになりますが、ここにつきましては焼却施設が配置されるところでございます。造成工事の仕上がり高さといいますが

51.33mと、このレベル表示につきましては、東京湾の平均海面をゼロといたしましたときのレベルでTPで表示をいたしております。最終仕上がり高さとしたしましては、本体の施工工事での基礎とか、そういったものの土が出てまいりますので、そちらのものをならしていきますと、おおむね最終仕上がりが52mということで計画をいたしております。

それと、B B'断面図につきましては、洪水調整池の断面図ということになります。これは、洪水調整池A1の断面ということでございます。山側が大型ブロック、それから、垂坂1号線側が逆T字擁壁の現場打ち施工ということでございます。有効貯水量としたしまして、このA1につきましては2896m³、A2の調整池が3361m³、それからBの調整池が4381m³ということで、全体で1万638m³ということでございます。

1枚めくっていただきまして、6ページでございます。

C C'断面でございますが、これは垂坂1号線からの進入路の断面となります。3mの車道が2車線、歩道が2.5m、路肩、それと保護路肩を含めまして、道路幅員としたしましては12mということでございます。

それと、下のD D'断面につきましては、施設の進入路付近の垂坂1号線の断面を示させていただいております。搬入車両によります渋滞を緩和するために、垂坂1号線に新たに右折車線、それとまた反対側にはゼブラ帯を設置する予定でございます。それと、先ほども申し上げましたが、山側に張りブロックを設けまして、草木が道路側へ倒れ込むということを予防するといった計画でございます。

説明につきましては以上でございます。

諸岡 覚委員長

ありがとうございました。

議案第66号の説明については、お聞き及びのとおりでございます。

質疑に移ります。

ご質疑のある方は挙手の上ご発言ください。

川村幸康委員

おくれてきたのでどういうあれだかちょっと申しわけないんですけど、第66号の工事請負契約をするのには、まずは土地がという話があったよね。本当は土地をきちっとしてからするべきものかなと思いがあるのは、前回の2月定例月議会のときにも、土地ができて

いない、手続的に逆でしょうという話があって、税控除のこともあって特例中の特例であ
あいう形になったと思うんですよ。そここのところの考え方だけはきちっと委員会として
ただしたので、やっぱりそれまでに本当ならば土地があって、それからやるのかなという
のが行政が今までやってきたやり方とすると、そこだけはやっぱりきちっと、議事録が残
るところで行政からこういう経過でこうなってこうなりましたという話がないとあかんの
かなと思うのが一つと、もう一個は、そうであるべきやとすると、この第66号という順番
も私からすると本来第67号と第70号があって、第71号に来るべきものかなという気がする
んですよ。そのことの説明があって多分2月は特例中の特例で当初上程できずに最終日の
ほうでもう一度上程という形になって委員会も開いたと思うので、その辺だけは行政から
きちっと説明がないとあかんのかなと。

諸岡 党委員長

わかりました。

今、川村委員がおっしゃられたことは確かにごもっともだと思います。そうしたら、採
決は別々でとりますけれども、説明についてはこのままちょっとこの流れの中で第67、70
号もご説明を一括していただきまして、その後、質疑もまとめて質疑をさせていただくと。
最後に採決は別々でとらせていくという流れで進めたいと思いますが、委員の皆さん、よ
ろしいですか、その流れで。

(異議なし)

諸岡 党委員長

では、議案第67号土地の取得について及び議案第70号土地の取得についての2件につき
ましてもご説明願います。

議案第67号 土地の取得について

議案第70号 土地の取得について

益川新ごみ処理施設整備課長

それでは、資料がちょっとばらばらいたしておりますので、まとめさせていただいて説

明させていただきたいと思います。

第67号の土地取得議案につきましては、先ほどの議案書の43ページをまずごらんいただきたいと思います。

それと、議案第70号につきましては、追加議案として上程させていただきました、その2の議案書、ぺらぺらのがあると思うんですが。資料と図面とがまずほとんど重複しておりますので。その1ページをごらんいただきたいと思います。

諸岡 覚委員長

続けてください。

益川新ごみ処理施設整備課長

それと、図面につきましては、提出議案、参考資料、追加資料という追加分というのがあるんですけれども、済みません、追加上程分ですね。提出議案参考資料追加上程分のA3のこの図面を見ていただければ、3件一度に。

諸岡 覚委員長

皆さんお持ちですかね。

ない方がいらっしゃったら、今、事務局に用意してもらっています。

じゃ、続けてください。

益川新ごみ処理施設整備課長

それでは、議案第67号土地の取得についてでございます。新総合ごみ処理施設の事業用地でございます。

43ページをごらんいただきたいと思いますが、取得する土地、面積でございます。四日市市垂坂町字坂下1737番1、ほか1筆ということで、2筆でございます。3472.65㎡。取得価格につきましては3403万1970円でございます。表の上段のほうは垂坂町字坂下1737番1、面積につきましては821.22㎡、取得価格が804万7956円、図面番号42番ということで、このA3の図面の緑の部分、こちらの42番の方になります。

それと、下段のほうでございますが、これにつきましては、垂坂町字注連戸田1709番の2、面積につきましては2651.43㎡で、取得価格につきましては2598万4014円ということ

で、㎡単価はいずれも9800円でございます。図面番号につきましては、こちらのほうの緑の部分の43番ということになります。

それと、議案第70号でございますが、取得する土地につきましては、垂坂町字注連戸田1711番、158.55㎡、取得価格は155万3790円、これも㎡当たり9800円ということで、図面番号につきましては44番ということで茶色い部分でございます。

本件につきましては、4月4日に遺産分割協議が整いまして、6月5日に仮契約を行うことができましたので追加上程をさせていただいたものでございます。この3件の取得によりまして、予定しておりました事業地の取得につきましてすべて完了することになります。全体の取得面積につきましては100筆で7万3229.29㎡、取得金額につきましては8億1444万5527円でございます。

説明につきましては以上でございます。

諸岡 覚委員長

ありがとうございました。

それでは、議案第66号、67号及び第70号につきまして、一括して質疑を受けていきたいと思えます。

ご質疑がございます方はよろしくお願いいいたします。

川村幸康委員

二つあって、一つは、ごみ処理施設は必要でだれもが反対するものではないんやけど、やっぱりそれをやっていく上での幾つかの課題があったんで、きちっと残して次に生かせるようにするということやろうなと思う。特に直買いをどうするかという見解だけは示してほしいなと思っています。やっぱりこれだけの大きな用地を買いに行くのに本当に原課でいってよかったのかなという思いはあるんです、私の中で。高い安いも含めて、それから、いろいろなあとの補償部分も含めて、もう少しきちっと専門的なところの部署か、もしくは今までやっておったところがありますわな、その活用をどうするのかというのを考えておかんと。例えば不動産屋さんが土地を買うのと、素人が土地を買いに行くのでは初めから違うでさ、手順、段取りから費用までね。そこをどうするかということが一つ。

それと、2月で言ったで言わんけど、まず土地がそろって、その上でということの原則論だけはある程度貫かんと行政はあかんかなと私は思う。買えやんかった土地とかあった

もんで1回迂回して、もう一遍買いにいったというのは、ええとは言わんけど、仕方なかったかなというところはあるけど、でも、やっぱりそれは、ある程度行政がやるんやったら手続にのっとってきちっとしていくということをせんとあかんのかなと思う。

以上です。

もしよければ、一遍、そのコメントだけ。

諸岡 覚委員長

今のご意見に関して感想を。

田中環境部長

この委員会の冒頭にもおわびを申し上げましたけれども、本当に昨年はいろいろご心配、ご迷惑をおかけしました。そんな中で極めて異例と申しますか、私どもも地権者が多数いる中でこういった形で土地取得議案につきましては分割して上げざるを得なかったということにつきましては、るる説明してきたとおりでございます。

そんな中で、今、川村委員からございましたように、今後の直買収と申しますか、その辺についてどうするか。これも確かに私ども、これまでになかったこういう経験と申しますか、これだけの多数、かつ広大な面積の用地取得ということで、いろいろ反省点も当然ございます。そんなことも踏まえまして、なかなか私の立場でこうする、ああするとは言いづらい部分がございますが、こういった反省点を踏まえまして今後の同種の事業の進捗に生かしていきたいというふうに考えております。

それから、原則論を貫く必要があるということも、そのとおりでございまして、ただ、そんな中で、これも繰り返しになりますが、今回につきましては、私ども、これは事前の判断ということになりますが、この事業を着手するに当たりまして、やはりこうせざるを得なかったというような判断がございました結果、今があるわけでございますが、いずれにしましても、きょうこういった形で一応造成議案、それからすべての用地取得議案を上げさせていただくことができました。皆様のいろいろなご支援と申しますか、ご協力もあった中でこうなったことにつきましては感謝申し上げたいと思いますし、これも再度繰り返しますけれども、今後、この反省を生かしていきたいというふうに考えておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

川村幸康委員

反省を生かしてもらうんやけど、何かに残しておかないかなと思ってさ。部長が言うだけではあかんで、部としてなり、四日市市として残すということは大事やん。一つは、やっぱり今まで培ってきた四日市のノウハウってあるはずなんやで、土地取得に関しては。例えば、村上さんが指摘しておったのは同意を最初に取りつけておくとか、何らかの形でそういうやり方をしていましたやんか。それが原課にないのであれば、あるところのやつのをあれをきちっと参考にして、それで確実にやっていくということがあれば多分こんなことが起こらんだと思うで、そういう意味でいくと、口で言うだけではあかんで、きちっと文面に残して、もしよければ、私はこの委員会なんか、ノウハウを生かそうとすると多分予算常任委員会になるのかなと思うけれども、これから取得に当たって、多分、学校の用地の取得もあると思うんですよ。そのときに今度は多分教育委員会で生かす仕組みになると思うんですよ。すると、また一緒の轍を踏むんかなと思うと、予算常任委員会でもきちっと押さえておく必要があるのかなというふうに考えるもんですから、その辺、委員長で思うところでさばいてもらうとありがたいなと思うんですけど。

諸岡 覚委員長

きょうの事項書にも書いてございます。最後に用地買収に関連した協議会がございまして、この部分についてはその協議会のほうでもう一度、再度議論していただくということで、一たんここはこの議案だけ進めていくということをお願いいたします。

他にございますでしょうか。

杉浦 貴委員

川村さんがおっしゃったとおりやと僕も思うのがたくさんあって、私は質問させてもらって、やっぱり44件やったかな、そのうちの10筆ぐらいがまだどうなるかわかりませんと。だけど一帯の土地として活用するんですというような話で、やっぱり、今、川村さんがおっしゃったけれども、いろんなノウハウもあったはずですよ。土地開発公社なんか、僕はノウハウ、あそこを活用すべきやと思うけれど、そういったものも使い、それからそういうノウハウも蓄積されたものを活用して、やっぱりもうちょっとできませんけどお願いしますというんじゃないかと、こういう方法でやっていますからとか、何かいろんな方法を使っ

て理解をしてもらうようにしないと、結局いろんなことで回り道もせないかんし、いろんなものにぶち当たって右往左往せないかんという話にもなるので、今までの歴史があるんやで、そこら辺はぜひともお願いしたいと思います。

土地開発公社については、やっぱりこれは僕は絶対に活用すべきやと思います。それは、おかしいことがあってあんなことになったけれども、それは理由があってああやってなっているの、こちらから依頼した分については何もおかしいことをしているわけではないので、そういうノウハウを持っている人たち、あるいはそういう部署を使わないと意味がないので、置いておいたって、だから、今、人材がおらんのかもわからんけれど、きちんと活用するように、所管部だけじゃなくて全体で、今の話もあるので、ぜひとも検討して何らかの形で表へ出してほしいというのが、要望だけでもいいですけど、お答え要りませんけど、それも一つお願いしたいというふうに思います。

諸岡 覚委員長

杉浦委員から質問とご意見、ご要望だったと思いますが、コメントがございましたら。

益川新ごみ処理施設整備課長

杉浦委員さんの言われるように、私どもの担当課だけではなかなか進めるということは非常に難しかったということで、全庁的に兼務職員の方をお願いしたと。それと、土地開発公社の職員の方にも応援をいただいて今回事業を進めさせていただきましたので、土地開発公社の職員の方もかなりノウハウを持ってみえますので、そういった活用の仕方というのも今後考えていく必要が十分あるかなというふうに考えております。

以上でございます。

杉浦 貴委員

いや、そういうことになると、活用できるということなの。今、現状でも十分に活用できますみたいな話になるので、公的にはそういうふうな感じではないよね。原課でやっているわけなので、これ。やっぱり、原課の人が素人とは思わんけれども、土地の売買について、そうやけども、そういうノウハウを持っている人から見たら本当に素人みたいな部分もあってさ。それは貴重なノウハウも残っているだろうし、土地開発公社を、土地を買うだけのためじゃなくて、もっと活用の幅をいろんなものもできるわけなので、調査もで

きるような、いろんなことに使えるような形でやっていただきたいというのが僕の思いですので、それだけちょっと、もう結構です、済みません。

諸岡 覚委員長

よろしいか。

村上悦夫委員

確かに用地買収はご苦労さんでした。私が一般質問でしたように、この土地は平成9年に都市計画決定されている範囲の土地であって、調整がつかないなら、時間的な余裕があれば土地収用法も適用しますよという、もう9年にそういった地元の同意、それから議会でもその決定をした事実があるので、そういったところの実態をもう少し縦割り行政の悪いところであったと思うんですけど、市長の判断すら誤ったと思うんですよ。地元が協力するから、取得に協力するから云々という話は、地元へ中学校という話は本来筋が違うんですよ。その辺のところを今言ってもどうしようもない話ですけども、やっぱりその辺のルール、もう平成9年に都市計画決定して、しかもこの土地は目的を持って決定した土地で、その指定したときにすべて住民に説明し、地域にも情報を開示して決定していったわけですので、そのいきさつの中での土地利用、今回、ごみ焼却施設の老朽化に伴った新しい設備がえという範囲をもう少し、市長もその当時受けたときには判断を間違ったなという気はするんですけど、市長が政策的にこれは決定していくんだという流れの中でごみ焼却施設に限っては絶対必要なもんだからというので議会も進んできたと思うんですよ。

だから、実際にここへ来て反省する点は、土地買収をしていくについても条件整備をもうちょっと庁内で整えておいて、市長の判断が間違いですよと言えるような、そういう状況を今後どう皆さんが協力して、庁内的にそういう情報交換をしながら、市長のすべての今後の判断にしてもそうですよ、各部局が担当するところのノウハウを、あるいは過去に設定した経緯等についてもやっぱり十二分に周知しながら内容を詰めていくという流れをつくってもらわんと、今回そういった点で大いに反省してもらいたいと思います。

だから、そういうことは都市整備部長に直接、僕、一般質問をしたけれども、環境部長も知っておったんやわね、その平成9年に土地計画決定されたこと。だから、そういうことは環境部長が後から知ったことやろうと思うけれども、実際の流れの中で。だけど、本来土地収用法に適用されるような周知された土地であるということが前提にあるから強引

な話もできたわけだけど、今の時代ですから、すべて強引に行けるというわけじゃない。理解を求めながら、最悪のケースはそういった土地収用法に適用されますよという流れの中で進んできた事案だから、最後を詰めていったのはそういうことを言葉にしながら詰め寄ったと思うんですよ、早急にまとめていかないかんという問題に対してはね。

理解を求めていく流れの中で、このまま行ったら土地収用法にかかりますよという言葉も使いながらまとめたと思うんですが、やっぱり最初からそういう認識をみんなが持っておいたら、何のために地元貢献してもらって、市長の判断が間違っただけにつながったかということ、これは大きな判断ミスやと思う。だけど、市長が選挙前に約束したことを実行しようとして、無知の状態に約束したことに対しては、市長も反省しなさいかんと思うんですよ。

だから、この関係については、やっぱり庁内的に少し今後の問題として大いにそれぞれの担当する部局でそれぞれの決まりをしっかりと共有しながら決裁を仰ぐということが大事なことだと思うんです。ぜひその辺のところを部長会でも反省してもらいたいなと思います。意見でよろしいですけど、そういうことを期待しております。よろしく願います。議案については、一応、私はよくやったなという気が、土地は実際によくまとめたなと思います。

諸岡 覚委員長

ただいまご意見をいただきましたが、コメントございますか。

部長、一言。

田中環境部長

一部、先ほどの答弁とも繰り返しになる部分がございますがご容赦ください。

確かにこの事業、本当に大きな事業ということで、事前にそれなりに私どもも庁内調整もやってきたつもりではあるんですが、今、村上委員のご指摘どおり、充分であったかといえますと、決してそうは言えません。そんな中で、今後の諸事業にもこの反省を生かすということが何よりも肝要でございますので、その辺につきましても、部長会等々もございまして、今後、議論をさらに深めていきたいと思っております。

また、一つこれは言いわけになりますが、やはり走りながら考えてきたというのが正直この事業につきましてもございまして、そういった全体のスケジュールというものも十

分にじっくり考えた上で、市長の判断を仰ぐにしましても、そういうことも一つの反省として今後に活かしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

三平一良委員

この第66号の進め方については、土地の取得を予測しながらやってきたということであって、ルール上違反をしたというふうに認識してみえる答弁であったかと思うんですよ。その辺は認識しておるのやろうか。

諸岡 覚委員長

違反であったという認識なのかどうか。

田中環境部長

違反と言われますと、そうでしたとは私どもは言いがたい部分がございますが、確かに異例であったと。本来望ましい姿はほかにあるのではないかというような点は十分認識しております。

三平一良委員

例えば、やることによって手法が違うのね。というのは、中核市移行についても、特措法の延長というのはほとんど決まっておるわけや、予測すれば決まっておるわね。それから、対策工法についても決まっておるわけや。それなのに、中核市移行についての作業を全然しようとしなないやんか。こういうものは進めていくんだけど、ものによっては進めないというところがあるので、そういうふうにやり方が違うなというふうに思うんですよ。どうです。

諸岡 覚委員長

中核市に関してはちょっと議案と離れておる。

三平一良委員

環境部の問題やでさ。

諸岡 覚委員長

質問というか、ご意見ということでコメントをいただければ。

中尾環境部理事

環境部理事の中尾でございます。

今回の議案とは離れるかわかりませんが、今、三平委員がおっしゃったのは大矢知、平津事案の産廃の不適正処理事案の問題でございます。これにつきましては、市長も答弁等で申し上げておりますとおり、今の産廃特措法が参議院をこの前通過したばかりでございます。今国会で通りますなら、県としては今年度中に協議を終えて大臣の同意があった後、平成18年に市と県とで中核市移行した場合でも、県の果たすべき役割を果たすというような覚書を確認して結んでおりますので、それに基づいて覚書を結んで、そのめどが立った後に中核市へ表明するというので答弁しておりますので、そのとおりになっておりますので、現在においては、その辺について作業は進んでおりません。

三平一良委員

まあまあ、それはええわ。

この議案ですけれども、議案聴取会の中でも問題になったと思うんやけど、入札方法ね。何やこれ、同じ価格やったと。だから、技術的なものは全然考慮していないやないかというふうな意見も出ておったし、それから、工法についてもそうやけど、この経済状況の中で地元を優先していないという面も指摘されておったと思うんやけど、その方法については検討するというような答弁があったと思うんやけど、それはいつまでにするのやろう。期間がはっきりせんと、このものについても判断しかねるんやわな。

諸岡 覚委員長

入札方法につきましては、ちょっと環境部の範囲を超えておりまして、また部署が違うと思いますので。

三平一良委員

工事請負締結についての議案がここに出ておるわけやろう。違うの。

諸岡 覚委員長

ご要望ということであれば、調達契約課のほうの理事者を呼ぶということになりますが、お呼びしましょうか。

三平一良委員

契約の締結についての議案なんで、中身に入ってもいいのかなと思うんですけどね。

諸岡 覚委員長

それは可能だと思います。ご要請があるというのであれば呼んでいただきますが。

伊藤修一委員

待機しておるのやろう。

竹野兼主委員

見解だけの話。

諸岡 覚委員長

呼びましょうか。

竹野兼主委員

一般競争入札なんで、こういうところに総合評価というのが。

諸岡 覚委員長

そうしたらごめんなさい。

暫時休憩いたします。

10 : 42 休憩

諸岡 覚委員長

定刻前ですが再開をいたします。

先ほど、三平委員からのご意見、ご質問の中で、今回の新総合ごみ処理施設の契約について、一様に最低入札価格で並んでくじ引きになったと。こういった入札の制度自体どうなのかと、そういったご意見がございました。

これにつきまして、今回の入札の結果に対する考察及び市役所としての考え方につきまして、調達契約課のほうからコメントをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

三平一良委員

議案聴取会のときに、こういう方法はちょっと遺憾であるので改善をしたいというお話があったと思うんですよ。その改善をいつまでにするのかなということをお聞きしたいんです。

諸岡 覚委員長

では、あわせてご答弁ください。

渡辺調達契約課長

調達契約課長、渡辺でございます。

今、ご質問いただいた件についてご答弁をさせていただきます。

まず、今回の四日市市新総合ごみ処理施設造成工事の入札でございますが、まず、土木一式工事で2JVという形での入札の公告をさせていただいております。その金額が並んでいるというのは確かに今回27JVで1JVだけ金額が異なっておりますが、そのほかの業者さんについてはすべて同じ金額という結果でございます。

ご指摘のくじ引きということで業者さんの決定になっているわけですが、今現在、私も四日市市の入札におきまして最低制限価格というのを設けております。これは、工事における品質を確保するということで、ダンピングを防止するという意味合いから最低制限価格、下のライン、一番下はここですよというものを設けさせていただいております。

その設定の方式につきましては、これまで過去にいろんな方式を採用してまいりまして、直近で申し上げますと、平成20、21年度は変動型と呼ばれるものでして、業者さんの入札額のいわゆる平均をとって最低制限価格を定めるというふうな方式もとってございました。ただ、そちらのほうで業者さんの過当競争とダンピング的な数字があらわれてきたという結果から、平成22年度から現在の中央公契連モデルと呼んでいます、これは国のほうの官公庁の契約制度についていろいろ話し合う場がございまして、これを中央公契連と省略して呼んでございます。そちらのほうで、例えば入札参加資格停止でございまして、契約書の内容ですとか、いろいろ国、もしくは県、市町に対しましてモデル的なものを作成してございます。その中に最低制限価格の積算、算定の方式についてモデルというものが出てございます。平成22年度から私どもはその方式に見直しをさせていただいたということでございます。

その中央公契連モデルというものの内容を申し上げますと、積算しますとその工事に直接かかわる経費、直接工事費と呼んでございまして、この直接工事費にあとは現場管理費とか一般管理費というのが積算項目としてございます。それぞれ出された数字に対しまして一定の率を掛けまして、その合計額を最低制限価格とするというのが中央公契連モデルというものでございます。

特に土木工事におきましては建築工事とはちょっと異なりまして、単価、それから歩掛、こういったものがすべて国、県、そちらのほうからオープンにされてございます。加えまして、私どもの入札が終了後、業者さんのほうから情報公開の開示請求、これが平成22年度からたくさんございまして、その数字を業者さんのほうで公開されるという現実もございまして、そういうふうな中から業者さんのほうで積算をされるためのデータと申しますか、その内容について精度が上がってきたという現状はございます。

今回のJVにつきましても、今回は大手さんと市内の業者さんのJVという形でございまして、一般的なほかの工事におきましても、市内の業者さんを対象にたくさん入札をしてございまして、くじ引きで業者さんが決まるというものが、今、現状、件数ベースでいくと8割ほどがくじ引きで決まっているという実態でございまして。

それと、それに対しまして、じゃ、どういう改善をするのかというお話でございまして、今のやり方が悪いとは思いませんけれども、結果としていい形になっていないという意識は持っております。それで、ことし、今ちょっといろんな関係の方に当たっておるんですけれども、どういう形でやるのが業者さんにとって、また、市民の方にとって一番品質

が確保されながら競争性も担保されるという方式をどういう形でやると一番いいのかというご意見をちょうだいしようということで、そういう協議の場をつくろうということで、今、準備をしてございまして、この夏ごろからそういう意見をちょうだいするような場を設定させていただこうということで、今、準備を進めているという現状でございます。

以上でございます。

三平一良委員

いや、だから、現状ではよくないので変えていこうという意識は持っておられるのかなと思います。夏ごろから検討を始めたいというお話でございましたが、それはいつごろまでに結論を出そうとしておるんのやろう。

渡辺調達契約課長

調達契約課渡辺でございます。

くじ引きといいますのが、私ども四日市市だけではございまして、三重県さんもそうですし、今、三重県下の各市町も同じ状況でございます。また、県外におきましても、くじ引きが多数発生しているという同じ悩みを抱えてございます。

その中でそれを回避するような方式が今現在においては私どもの耳には正直入ってございません。じゃ、私ども独自のやり方でそのくじ引きを回避するという方法について、今現在、これという案は正直なかなか難しいというふうな思いがございましてけれども、ことしそういう場を設けて、いろんな角度、いろんな立場の方からご意見をちょうだいするという予定でございますので、その中から少しでもヒントになるような、改善に結びつくような、見直しになるようなものに結びつけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

三平一良委員

わかりました。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

この辺に関して、他にございますか。

伊藤嗣也委員

金額以外のことでお聞きしたいんですけど、危機管理室のほうは、例えば災害が起こったときにトイレ等レンタルを市内の業者からする契約を結んでいますよね。こういった大規模土木工事になると当然リース品がかなり出ると、レンタル品ですね。そういうことを当然市内の業者から借りていただくとか、今回台風が近づいておるということで、市内業者が例えばポンプなんかを動かすためにいろいろスタンバイしておるわけですよね。そういった意味で、金額以外の部分で市内の業者から材料を買うとか、そういったのをポイント化するとか、何かそういう配慮というのは全くされていないんでしょうか。

渡辺調達契約課長

調達契約課、渡辺でございます。

今、ご指摘がございました点につきましては、本入札につきましては正直そういう配慮というところには、入札の条件としてはございません。ただ、入札制度全体の中では、今、ご指摘いただいたような社会的な要因といいますか、その業者さんがお持ちである価格以外の部分といいますか、そういう部分を点数化して業者さんを決定するという方式に総合評価方式というのがございます。

先ほど三平委員のほうからご指摘があったようなくじ引きを回避するという意味合いからも、総合評価方式というのは一つの有効な手段かなというふうな思いがございしますが、総合評価をすべて市の発注の工事に採用するということになりますと、これは時間的にも物理的にもちょっと業務ができないという現実がございしますので、ある一定の金額に切っ、そういう大規模なものについてはそういう総合評価というものをやっ、というふうなものはございます。

もう一つ、その中には地元業者さんにお仕事を出すというふうな施工率というのも一つの評価項目ではございますけれども、そういうものを設けておりますので、そういった中で、今、ご指摘のあったようなものも含めて、そういう方式の中ではそれが一つの評価になっていくというものもございます。

以上でございます。

伊藤嗣也委員

ぜひ、四日市は先ほど申し上げましたが、災害のときに貸してくださいということだけ一方的に無理ばかりお願いして、こういったときのことの配慮もやっぱりされていないのが現状だと今わかったんですが、やはりぜひお願いしたい。

それから、当然、このような業界は二次、三次というふうな形で業者がかなりたくさん関与するわけですね。その辺もどこまで行政として関与すべきかというのは別といたしまして、最近、やっぱり他県から交通の便がよくなったということで、非常に他県ナンバーがかなり四日市に入って来ておるのも現実だと思うんです。二次、三次、四次です。そういったことも、いい、悪いを別として一度検討の一つとしてご議論いただきたい。お願いとして終わっておきます。

以上です。

諸岡 覚委員長

以上、意見でございました。

他に。

川村幸康委員

夏ごろから検証に入って、いつというのが明確に出てきていないんやけど、多分スピード感を持ってやらんとあかんのかなと思うんやわ。こんなの1年も2年もという話かなと思うと。一つは、さっき言われたんであれやけど、競争と、それから品質と、それから競争の透明性みたいやなつ、三つぐらいが大事と言われたんやけど、万能はないで最終的にくじというのはシンプルなんやわな、そういう意味からいくと。

ただ、それではやっぱり味気ないで、ルールのどころいらうかということの中で声が出てきておるのは、やっぱり経済がこんなのやで地元企業をどうそこで少し配慮したるかという考え方を出すときに、余りのえこひいきはあかんやもんで公平感をどうつくるかということやと思うと、今までやってきたノウハウの中で幾つかあるはずなんやわさ。それを行ったり来たりしているだけで、総合評価やら一般競争入札というのは。どの辺で丁寧にもう一遍その声を聞いて入れていくかということだけやで、行政の判断一つでできんのかなと思っているんやに、私は。それをいろんな人の検証委員会をつくってやるとなると、時間だけかかるだけできちとしたもの出やんのと違うのかなと思うと、それこそ行政が持っている判断で私はええのかなと思うんやけどな。第三者にゆだねやんでも。

これこそ第三者よりも行政が持っているノウハウの中できちっとやれば、だれかから言われたって、またそこに横やりが入るに決まっているので、それこそ行政がきちっと今までやってあったノウハウをぼんとかういうふうに決めましたという話やさ。例えが悪いけど柔道でもそやさ。相手のズボンを持ったらあかんとなったら、ええというやつがようけおるわさ、小さいやつは損やもん。だけどもそれは問答無用や。またまたそれは余りひどいなとなったらまた変えていくんやで、一人勝ちせんようにさ。くじ引き勝ちというのは味気ないで、モチベーションが下がるで、企業の。だから、それはもう早く直してやるということやわさ。そういうことをせんとあかんで、8月ごろからつくってちょっとやりますわという話では少しあかんのかなと私は思うんで、もっと年内にはまとめ上げて、年明けぐらいには始められるというような一つの目標がないと、くじで参加している業者のほうのモチベーションも下がるで、そこらにスピード感がほしいなと。

以上です。

諸岡 覚委員長

ご意見であったと思います。

後ほどまたまとめてコメントをいただきますが、他にご意見ございます方、よろしいですか。

加藤清助副委員長

入札の部分なので余り深入りは避けようと思いますけれども、今回の入札の公告を見ると、先ほども話題になっているように最低制限価格ありというふうになっておって、最低制限価格を設けることは品質の確保だとかいろんなことで必要なことだというふうに思っています。ただ、入札公告のところに最低制限価格の算出方法は、一般土木工事を採用しますというふうに明記があるんですね。一方で、市のほうは最低制限価格算出方法の変更についてというのでホームページ上にも公開していて、最低制限価格の算出方法を平成24年4月1日以降の公告から下記のように変更しましたと、全部一般土木工事費は直接工事掛ける0.5プラス共通仮設費掛ける0.9、現場管理費管理費掛ける0.8、一般管理費掛ける0.3という公式を公表しているわけね。

この係数は、先ほどあったように国のほうの基準だとかを採用されているんだと思うんですね。毎年この掛ける係数が変わったりだとかでやられてきていて、この場合の公表は

平成24年4月1日以降の公告からというふうに公開しているんですけど、そうすると、入札公告には の何々を最低制限価格の計算方法で採用しますと言っているもので、ああこれかというふうになるじゃないですか。おまけにソフトまで売られているから、そうなるとその意味がないのかなという思いがするのが皆さんの意見で、私がお尋ねするは、最低制限価格を設けるのはいいし、市側でどういう計算方法で最低制限価格を設定して入札の際にそれをラインにするというのはいいと思うんですけど、こういうのは公表しなくてはいけないんですかというのが質問なんですけど。

渡辺調達契約課長

調達契約課渡辺でございます。

今のご質問の公表の有無についてですけれども、決まり事はないというふうに私は考えています。ただ、現実には国におきましても、県におきましても、他の市町におきましても、すべて公表してございます。

以上でございます。

諸岡 党委員長

入札関連で他にございますか。

伊藤修一委員

予定価格掛ける、必然的に85%というか、この最低制限価格とみんな横並びで計算すると、みんな85%のラインできてしまうという。この85%というのが一つの固定ラインになっておって、もう何でも単純に考えたら85%というふうな考え方がそこにあるのと違うかなど。最低制限価格を85%に設定しているのかどうか知らんけれども、どんな結果を見ても85%にその最低制限価格がきておれば、それでもう普通はそこが下のラインでわかってしまうわけじゃないかなど。じゃ、最低制限価格を上げて90%にしたらどうなんかとか、いろいろ私らは素人だから発想するけれども、でも結果的には85%で落ち着いてしまうんだから、じゃ、もう、くじでも仕方がないわということになっていったら、根本的にモチベーションもみんな、企業努力も全部そこで消失して喪失感しかないという。

だから、二十何社もたくさんこういうふうにエントリーしてきても、ひょっとしたらくじかわからんから、もう書類も大体適当でええわとか、大体でええわとか、そういうふう

なところ辺も私らは市民として危惧してしまう。本当にきちっとそういうふうに企業がモチベーションを持ってこのエントリーをしてきてもらっているかどうかという、そういうふうなのは、チェック体制なんかはきちっとその書類も何とか一式とかそんなのじゃなくて、きちっとそういう書類の選考も全部チェックはされておるんやろうか。85%とその辺のチェックだけちょっと。

渡辺調達契約課長

調達契約課、渡辺でございます。

まず、85%のお話でございますが、私も契約施行規則の中に最低制限価格の率の幅の規定がございます。これは5分の3から20分の17、60%から85%、この幅に下さいというふうにまず規定がございます。一方で、この最低制限価格、この公表してあります算出方法でございますけれども、これは1件ずつ計算します。1件ずつ計算して、極端に言うと60%を下回ったという場合につきましては60%になります。逆に85%を上回ったという場合は、これは85%になります。ですから、結果を見ますと、80%少々のももございますけれども、大体、昨年度の1年間の平均が、落札率が80.数%でした。ですから、85%に決めているということではございません。ただ、この物件について、物件、物件によって計算をしますと、これは多分85%をちょっと超えたんじゃないかなというふうに記憶しています。ですから、答えとしては、ラインの引き方としては85%にこれはなったということでございます。

それと、モチベーションのお話でございますけれども、なかなかモチベーションまで引き出すというのは難しいお話ですけれども、業者さんに対して私らは公告を出します。それに対する、俗に誘引と言いますけれども、相手方からも申し出をいただくと、申し込みをいただくわけですが、申し込みをいただくものにはルール化をしております。ですから、今回で言うと、特定建設工事の内容ですので、ジョイントベンチャーの協定書というものが当然必要になります。そのジョイントベンチャーの協定書の中身として最低これとこれとこれが必要ですよ。例えば出資比率ですとか、ジョイントベンチャーの中の決り事、そういうものが最低限ございます。ですから、すべて必要なものについては申し出があった際に内容については細かく全部中身をチェックしておりますので、それで参加できる、できないという判断が大きくなりますので、それはきちっとやってございますが、ただ、モチベーションがこの業者さんがやる気があってというのは、おみえになる方は営業

の方がおみえになりますので、どの方もモチベーションがあるように私どもは見受けられますので、ちょっとその中身まではわかりませんが、書類については間違いなくきちんとやってございます。

以上でございます。

伊藤修一委員

85%は今回たまたまの話で、また、書類についてもチェックはしているということであれば、こういうことについてはもうこれ以上の話はないんですが、今後のこととして、5年ぐらい前から総合評価方式については試行的な実施とかいろいろのことを言うておって、もうずるずるこういう事態まで来ておるわけですから、8月からの検討会については本当に期限を切って早いうちに成案ができるように努力してください。

以上です。

諸岡 覚委員長

ご意見でございました。

他に。

杉浦 貴委員

今のこのやり方は非常に問題があってということなんやけれども、以前の横須賀方式、下のやつを平均する、それを2年ぐらい前に変えたんかな、これ。だから、そのときも横須賀方式に関する批判、変えてくださいというようなのもたくさんあったと思うんやけど、そこを変えて、今の公契連モデルにして、やっぱりくじ引きになってどないやという話なんやけれども、変えたことについての評価というか、企業のというか、行政の評価もそうやし、入札してくる方たちの評価とか、そんなのは何かつかんでいるものはあるんですかね。結局今のものがだめねということしか出てきていないのかな。

渡辺調達契約課長

調達契約課、渡辺でございます。

以前の変動型と呼ばれる横須賀方式でございますが、それからこの公契連モデルに変わりました。いい面、悪い面、悪い面の一つがくじという結果に出てきているのかなという

気がします。ただ、悪い面につきましてはこれぐらいしか私どもは感じておりません。ほかの面で悪い面が何があるかと言われると、特に今は感じていません。

一方で変動型との比較になりますけれども、いい面と言いますと落札率が上がりました。10ポイントほど上がりました。その10ポイント上がるということが、元請さんのみならず、当然その下請さんとの関係もございますので、そちらのほうに対するいい結果と言いますか、効果が出たのかなという感想は持っています。

あとは、すべての業者さんからご意見をちょうだいしているわけではございませんけれども、声を聞きますと、まず、参加される業者さんがふえました。価格競争一辺倒という形に今はなっていましたので、特に建築工事の場合に参加される方がだんだん減っていきまして、この公契連モデルに変わりました、だんだんふえてきました。これは建築工事のみならず、土木工事にしてもそうですけれども、全体的に1案件についての入札参加の業者さんの数がふえてきたというものはございます。

以上です。

杉浦 貴委員

ただ、先ほどのお話、夏ごろにいろいろ検討の場をつくってという。わからんようにするのが目的なのかな、積算をきちっとしないと答えが合わないというような形にしていかないかん、そういうような方向へ行くのか、あるいは違う何か条件をつけてもう少し対象を絞っていくというか、それもええのか悪いのか、また別だけれども、いずれにしても、僕としては公契連モデルになってとりあえずよかったなというちょっと意識があって、ただ、こんな何十社もくじ引きしかないという方法はやっぱりどう考えてもよくないので、やっぱり本当にノウハウをうまくつくって、努力が報われるような形に何とかしていただきたいなと思いますので、先ほど、川村さんが言ってみえましたが、行政の本当に決意だけで何とかなるんじゃないかと思いますので、余り委員会をつくって意見をもらってどうのこうのといっても時間ばかりかかってどうしようもないので、その辺をよろしくお願いします。

諸岡 覚委員長

まだありますか。

伊藤嗣也委員

今、調達契約課長がふえて喜んでおられるような答弁やったと思うんですけれども、これはくじだから業者もようけ出さんと当たらんわけですよ。ですから参加しておるんですよ。だから、変なそのような理解は私は間違っていると思いますので、これは私の個人的な主観でもいいですわ。もう一度きっちり、できたらアンケートをとるなり調べてください。要望でとどめておきます。

以上です。

諸岡 覚委員長

まだまだご意見があろうかと思えますけれども、議案の趣旨から若干ずれている部分もあろうかと思えますので、そしてまた、本来この入札制度というのは大変重い問題でありまして、可能ならば所管事務調査にしたいところではございますけれども、当委員会の所管外ということもございます。今回出たご意見等につきましては、また調達契約課のほうで今後の改善の一助としていただければ当委員会としては幸いに思います。

最後に一言、先ほど杉浦委員からも決意という言葉が出ましたけれども、川村委員やほかのご意見もございました。一言決意のほどを語っていただきまして、この部分に関しては閉めさせてもらいたいと思います。

渡辺調達契約課長

先ほどのご指摘で、スピード感を持って対応せよというお言葉を賜りました。実は、今、くしくも委員長のほうから所管事務調査のお話がございましたけれども、総務常任委員会のほうで実はこの件につきまして所管事務調査をちょうだいしまして、ちょうど今、正副委員長と今打ち合わせをさせていただいておったんですけれども、そちらのほうでも議会のほうからご意見をちょうだいして、スピード感を持って対応させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

諸岡 覚委員長

では、あとは総務常任委員会にお任せをするということで。

そうしたら、もう調達契約に関してはこれで閉めさせていただきますので、調達契約課

長はご退席願います。お疲れさまでございました。

それでは、引き続き質疑に戻してまいります。

他にご意見、ご質問ございましたら。

川村幸康委員

一つは、三平さんが言われておったやつを引っ張るつもりはないけど、私は多分考え方や思っておるんよ。確かに中核市の問題と、それから今回の土地のやつも原則を曲げておるわ。ただ、土地取得の場合には周辺同意を含めて何か持って来いと議会が約束させたんかなと思ってるんところあるんですよ、私は。そのことを約束してきたで、約束のもとで、仮定のもとでとってくるということで許して手続をとったというやつと、産廃の中核市の場合は、県と約束しておったにもかかわらず破られてあんなったで、もう一遍約束といってもなかなか信用できやんというところは、私の立場だとあるんやわ。だから、その部分の立場が少し、三平さんがさっき言われておったですね、少し違う、私の考え方からいくと、中核市の産廃の県との約束と、それから、今回、議会が指示した周辺同意をとってきたら、まあまあ、違反っばいけれども許すという約束も一つの政治なことではあったんかなと思っておるので、その辺は報告に書いてもらえば私はそんで仕方ないのかなと思うところがあるので、その辺だけ委員長報告か何かでつけてもらえばええのかなと思うのと、もう一点、さっきの契約の部分は何かで載せてもらえるんやわね。こういう議論があったというのを。

諸岡 覚委員長

そうですね。今の入札制度に対する根本的な問題点があるのではないかと、そして、その改善を早急に進めていくべきだという意見があったということはきちっと報告の中で載せさせていただきます。

よろしいですか。

他に。

竹野兼主委員

議案第66号、67号、70号、本当にご苦労さまでしたと。委員会の提言を受けていただいて、村上委員が言われたような同意書をとっておくべきやったという民間のノウハウも聞

いていただいた、そんな中での、やっこのこの三つの議案を提案されるどころまで来たんだと。これは評価して、この3議案については了としたいと思っています。

ただ、その中で、川村委員が言われているみたいに、あと杉浦委員が言われておった手続の部分で今までと違うよねというところに、今までだったらどうなっておったかという、僕自身は土地開発公社が先行取得したものを購入するという一つの手続が今まであった。その中で、杉浦委員がずっと言われている土地開発公社がどうなるのかなという思いがやっぱり自分自身はあります。その話をしていくとなると、ここの部局ではなくて、土地開発公社を使うための部局というのはまた違うところかなというところがあると思うんですけど、その点について、どこが、要するに今後方向性として示されるのはどこにあるのかなというのだけちょっと教えていただけませんか。

益川新ごみ処理施設整備課長

土地開発公社につきましては、政策推進部が所管ということになっておりますので、こちらのほうが今後どのように考えていくかというのが、今度、中学校の土地取得もございますけれども、そこら辺は考えていっていただくことが必要かなというふうには考えております。

竹野兼主委員

わかりました。

先ほども川村委員のほうが、このノウハウをどこで議論するべきなのかなという意見をちょっとされていたと思うんですけど、予算常任委員会全体会でかなという話をされていましたが、政策推進部という部分がはっきりしているのであれば、予算常任委員会なのか、それとも政策推進部を所管している総務常任委員会なのかというような状況ではないかなと私自身は思うところなんですけれど、この手続に関しては、土地開発公社の今後の利用方法が大きく左右するというふうに思います。先ほど益川課長が答弁されたように、今度、学校の土地を取得するという部分のところでは、今回の議案第66号、67号、70号、ここまできたところのノウハウを教育委員会のほうにも話をしておいていただかなあかんと思うところがありますが、そのところのもとになる、そのところがしっかりと受けとめてもらって進めていっていただけるような、そういう形をどんな形でとるのかというのは多分答弁できるところではないと思いますので、これは庁内のところでしっかり

とした方向性を示していただくことをお願いしておいて、要望とさせていただきたいと思
います。

以上です。

諸岡 覚委員長

意見でございました。

他にございますでしょうか。

三平一良委員

塩漬けの土地の健全化計画が終了したら、もう廃止するというような方向で。

竹野兼主委員

僕もそうやって思っているんや、実は。

三平一良委員

方針が。

竹野兼主委員

示されていますよね。

三平一良委員

されておるのやで。

竹野兼主委員

ただ、今言う土地開発公社も廃止するに当たって、僕も三平委員と一緒に、10年
間の形で健全化というか、借金を払い終わった時点で、それとまた、持っている土地の売
却、そういう事業が終わることを基本にしてなくなるのかなというふうに実は思っていた
ので、その点をいつの時点で示してもらえるのかなというのは、それもそうしたら政策推
進部のほうでまた改めてきちとした形でお願いしたいなど。

杉浦 貴委員

土地開発公社については、方向的にはそういうことで、今のところ、そういうふうになっていますけど、やっぱり土地開発公社がやってきたことで、悪いことばっかしているわけでもなくて、やっぱりいいこともやっていて、自前で金を借りて造成するというような方向へ走っていったときにいろんなものも絡まっておかしなことになりましたけれども、市から依頼を受けてやっている部分というのは決してそんなおかしなことにも、やろうと思ったらやれるかわからんけれども、市から依頼を受けたものをきちっと処理していくという、そのためのノウハウも、今はもうちょっと人がいないのであれかもわからんけれども、土地に関する調査部でもあり、そういう実際の実施部隊でもあり、いろんなノウハウを蓄積していく部署としては僕は必要やというふうに思っておりますので、今の方針ではそういう方針が出ていますけど、借金が返ったら、むしろより四日市のために土地の開発なり何なり市と一緒にやってもらえる、そういう部署にすべきやろうなど。軽々につぶすものではないというふうに僕は思っているんで、それは言わせてもらおうかなということで、言わせてもらっていますということです。

以上、意見の表明だけです。

諸岡 覚委員長

土地開発公社に関しては、環境部さんのほうでコメントをする立場ではないと思いますので、今の一連の流れにつきましては委員間討議、意見交換であったというふうにまとめさせていただきたいと思います。

他に議案に関連してご質疑、ご意見等ございましたら。

では、最後に副委員長、どうぞ。

加藤清助副委員長

三つの議案につながることもなんですけれども、2月定例会議会のときの最終盤で、42番と43番はその当時代替地の調整中ということの状況報告を受けていまして、最終44番は相続の方が多くて協議中で時間がかかっているということでおくれたというふうに思っているんです。村上委員からも合意をとっておくべきやないかという話だったんですけど、この工事請負契約の締結の入札公告が3月28日に行われているんですけれども、そこら辺の代替地は合意の前提での代替地だと思っておりますけれども、相続の協議中の物件については、

3月28日の造成工事の入札公告時点で、その合意という内容の相手さんとのあれはとれて
いた上で公告を出したのかどうかということだけ確認したいと思います。

益川新ごみ処理施設整備課長

今回、契約をいただきました方が相続の代表者という方で、この人から工事の同意を
いただいております。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

(なし)

諸岡 覚委員長

それでは、質疑、ご意見等も出尽くしたと判断いたしますので、これをもって質疑を終
結いたします。

討論はございますか。

(なし)

諸岡 覚委員長

討論なしと認めます。

それでは、採決に移ってまいります。冒頭に川村委員のほうから、まず土地の取得が
あって、その後造成工事というのが本来の筋なのではないかというご意見もいただいで
おりましたので、変則ではございますが、私の判断で採決の順番は第67号と第70号を先
一括して採決をさせていただき、その後に第66号の工事請負契約の締結についてを採決と
させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

異議なしと認めます。

では、採決に移ります。

議案第67号土地の取得について、及び議案第70号土地の取得についてを一括して採決いたします。

本件につきましては、これを可決とすべきことにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

異議なしと認めます。よって、議案第67号土地の取得について、第70号土地の取得については可決すべきと決しました。

[以上の経過により、議案第67号 土地の取得について及び議案第70号 土地の取得について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

諸岡 党委員長

続きまして、議案第66号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本件につきましては、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

異議なしと認めます。よって、議案第66号工事請負契約の締結については可決すべきと決しました。

[以上の経過により、議案第66号 工事請負契約の締結について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

諸岡 党委員長

以上をもちまして、環境部所管の議題につきましては終了いたしますが、ここで皆さんにお諮りをいたします。

この環境部関連の中で、本委員会の中で、今からもうお昼までですけれども、所管事務調査等で何か議題にしたいことがありましたら受けさせていただきますが。

もしなければ、このまま休憩に入りまして、午後の別の議題に入っていきますがよろしいですか。

竹野兼主委員

もし、できたら、第69号の説明だけしてもらって、その後休憩ということでやってもらったらどうですか。そうしたら。待機しているみたいなので。

伊藤修一委員

もう帰ったんじゃない。

川村幸康委員

公害資料館をどこで所管するのかとあって、環境部という話やったと思うんやけど、どいう順序とどいう。例えば、博物館が入ってくると、教育民生常任委員会とのかかわりも出るでしょう。

諸岡 覚委員長

ただ、総合窓口は環境部ということで間違いはないですね。

川村幸康委員

だから、あれは一遍きちっと整理をせんと、例えば、うちが決めたって、博物館の中で特別展示もできんようになるわけやでね。どうするのかなと思って。

伊藤修一委員

議員説明会でやってからとかということ。

川村幸康委員

本来、私はあのときに決まっておらんのがおかしいと思うんですわ。あのときにどこですると決まっていなかったら、環境部なんか、それとも教育委員会なんか、政策推進部でやるのかが決まっていなくて返事がなかったんですよ。せめて、とりあえずはと環境部に行ったと思うんですわ、あの説明わな。ただ、あの後、まだ場所も決まっていなくてあれやけど、本町プラザに行きゃ本町プラザの中でどういう考え方であそこが所管するのかをきちっとそれだけは、説明もするんやろうけれども、その窓口だけは決めておかんと。

諸岡 覚委員長

いや、総合窓口はもう環境部ということで決まっているという認識でよろしいですね、部長。

田中環境部長

はい。

諸岡 覚委員長

窓口は環境部。

川村幸康委員

でも、委員会の所管を見ると、博物館へ行きゃ博物館は教育民生常任委員会やし、本町プラザに行くと総務常任委員会になっているんやで、この委員会ではないのかなと思うと、非常に何かするときにはややこしいなと思って、議会对応するのがね。どこにも口が出せるという話やで。だから、どういう取り分けをするのか。今、とりあえず環境部とされているけど、公害資料館をどういう考え方というのを行政から一度委員長も整理して聞いていただくといいのかなと思って。報道関係によると、もう博物館にほぼ決まるような報道がなされておるでさ。

竹野兼主委員

ちょっと聞いておきたいんですけど、環境に任されているというのは、予算の関係で環境部に任されておるか、窓口がそういう形なんかなと思っているんだけど、そうじゃないの。だから、内容的なものももう一回話、今、言われる公害資料館の場所が決定して、そ

この所管している場所との話し合いでややこしくなるところというのは何かあるのかな。

田中環境部長

少なくとも、今の附帯決議をいただいておりますのでございまして、その中で大きく立地場所につきましてご議論があるということで、その予算が環境部の予算だということに着目して環境部が窓口と申しますか、所管委員会もこの都市・環境常任委員会で、予算常任委員会の分科会になるのかわかりませんが、この委員会であるというふうなことで聞いておりますし、その中でいろいろ関連があれば政策推進部、あるいは教育委員会なり、ここへ出席をお認めいただいておりますので議論をしていきたいというふうなことで、私どものほうは整理させていただいておりますというふうにとらえておりますが。

竹野兼主委員

ちょっとごめんなさい。確認なんです。

そうすると、この公害資料館に関して、仮に休会中所管事務調査等で当委員会が扱うと決した場合、当然、博物館なら教育委員会とかよその部署が関連してくるわけですね。我々の休会中の所管事務調査に教育委員会の理事者も呼び、本町プラザなら本町プラザの関係者も呼び、ということは可能ということなんですかね、システム上。

田中環境部長

所管事務調査となりますと、この議会のほうのむしろルールと申しますか、そういうのがどうなのかちょっと私も定かではないんですが、ともかく今の総合窓口としてはもう環境部なんだというふうには私も理解しておりますけれども。

杉浦 貴委員

余計なことかもわからんけれども、要はどこがプロジェクトチームのヘッドをするかというだけのような考え方で、ひょっとしたら、僕は政策推進部がすべきやと思っているけど、場所を決まるまでは政策推進部がやって、決まった時点で振るとするのが正しいと思うけれども、今、決まっていると、環境部に。だから、環境部がコーディネートしてもらって、先ほどのあれなんかでも、呼ぶ分についてはやっぱり呼んでもらってというようなことにしたらいいんじゃないですか。内容は組織横断なんで、縦1本ではできない内容な

んで、これ、だから。

諸岡 党委員長

そうしましたら、公害資料館に関しては総合窓口が環境ということで、そうすると、当然私どもの都市・環境常任委員会が所管をしていくという筋だと思います。ついては、その説明に教育委員会等も来ていただけるという方向で議長を初め、四役、そして代表者会議のほうで一度、きちっとこれは議会としてもルールを決めていただければいけないと思いますので、その確認をする作業を委員長として議長のほうに申し入れをさせていただくということで、これをちょっとまとめさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

では、それにつきましては正副委員長のほうできちっと対応させていただきます。

川村幸康委員

議長かどうかというのはわからんけれども、選定委員会までは環境部やったろうなと私は思っているんです、私の考え方は。だけど、選定委員会である程度事前に決めてあれしたら、その所管するところがやるということかなと思っっているんですよ。立地までの公害資料館という窓口は環境部でやっておっても、それは杉浦さんが言うように、私は本当は政策推進部でやったほうがいいんやろうなと思っっているけど、これからのあり方として。ただ、持っていくところによっては変わるで、そこだけはあり方検討委員会でした、あれをやっている間は環境部かなと思っただけで、私は。それが決まってしまうばもう環境部じゃなくてもええのかなという、そういう思いがあるので、そこらも意見として。

諸岡 党委員長

そのあたりをまとめて、とにかく議会の共通認識としてどの委員会で扱っていくのかというのもきっちりと早急に確定をしていただくように議長に申し入れをしていきたいと思っいます。

よろしいですかね。

では、環境部さんご退席をください。

先ほど休憩に入ると言いましたが、このまま続けて、一気に第69号の説明を聞きまして、可能であればそのまま採決まで午前中に行きたいと思います。

田中環境部長

ありがとうございました。

諸岡 覚委員長

お疲れさまでございました。

では、引き続きまして、都市整備部所管の議事に移ってまいります。

先ほどちょっと事務局から一言あったんですけど、11時5分に暴風警報が発令されたということをご報告だけさせていただきます。

それでは、議案第69号市道路線の認定について移ってまいります。まず、部長のほうから一言ごあいさつをお願いいたします。

伊藤都市整備部長

都市整備部でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいま、委員長のほうからご報告がございましたけれども、今まで大雨洪水注意報だけだったんですけども、11時05分、暴風警報が出されたということでございます。私も事業関係の者はちょっと席を外させていただいて台風の対応のほうに行かせていただいておりますので、大変申しわけございませんがよろしくお願い申し上げます。

さて、私ども都市整備部でございますけれども、議案といたしまして第69号で市道路線の認定というふうなことをお願いいたしております。また、このほか協議会では、2月定例会月議会でご指示をいただきました案件について3点ご報告、ご説明等々をさせていただきたいというふうなことでございます。

まず、市道路線の認定についてご審議をいただくということでございますので、説明等を担当の者からさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

諸岡 党委員長

では、議案第69号市道路線の認定についての説明を簡潔に願います。

議案第69号 市道路線の認定について

市川道路管理課長

道路管理課長の市川でございます。よろしく申し上げます。

私からは議案第69号市道路線の認定についてということで、委員会資料で説明させていただきます。

路線数におきましては、計11路線でございます。

委員会資料1ページをごらんください。

資料にございますナンバー1、茂福55号線からナンバー11、大矢知93号線までの計11路線でございます。いずれも開発行為による帰属でございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

諸岡 党委員長

簡潔な説明をいただきましてありがとうございます。

質疑に移ります。

ご質疑がございます方は、挙手の上ご発言ください。よろしいですか。

(なし)

諸岡 党委員長

質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決に移ります。

議案第69号市道路線の認定について、本件を可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

異議なしと認めます。よって、本件は可決すべきと決しました。

〔以上の経過により、議案第69号 市道路線の認定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

諸岡 党委員長

それでは、休憩に移ります。

11：46 休憩

15：26 再開

諸岡 党委員長

それでは、きょう上がってきておりました協議会事項をすべて終了いたしました。

先ほどの曙町市営住宅については、また後日扱わせていただくことにいたします。

まだ、若干ちょっと委員の皆さんにお諮りしたいことがありますので残っていただきまして、理事者の皆様方におかれましては、これをもってご退席願います。お疲れさまでございました。

それでは、幾つかありますので、淡々と進めていきます。

まず、休会中の所管事務調査なんですけれども、テーマを決めて、そして日にちを確定させていきたいと思えます。

テーマにつきまして、先ほどの曙町市営住宅、これをまず一つ、第1回目の、ちょっと日にちは後ほど決めますが、第1回目は曙町市営住宅を触れていきますが、それ以外で何か扱いたいものがございましたら、委員の皆さんからご提案をいただきたいと思えますがいかがでしょうか。

実は、事前に理事者のほうから何かないかということで聞いておったんですが、特段、理事者側からあえてもんでもらいたいようなものは今の段階でないと、委員の皆さんで決めてくださいと、そういうようなご意見も聞いております。

そうしたら、市営住宅の今回の問題も含めて、根本的な市営住宅のあり方というテーマで進めていくということによろしいですかね。

(異議なし)

諸岡 党委員長

そうしたら、テーマはそれで進めていきます。

日にちの確定をしたいと思いますが、皆さんのお手元に日にちの案は行っていましたっけ。行っていますね。7月3日、9日、8月3日、2日ということで、皆さんからちょっと都合を聞いていきたいんですが、実は私が3日はどうしてもだめなんですけれども。

竹野兼主委員

7月、8月。

諸岡 党委員長

7月のほう。

9日は皆さんいかがですか。

じゃ、1回目は7月9日ということで。時間は午後1時半ということでお願いをいたします。

その次、8月2日、3日。これ何で3日が先に書いてある。

櫻井議会事務局主幹

議運のほうで、3日に4つの常任委員会を同時にやってみるということで……。

諸岡 党委員長

そうかそうか。3日ですね、それが。

櫻井議会事務局主幹

3日の午前なので、1案という形で出してみました。

諸岡 党委員長

なるほど。3日は議運のほうで決まっています。3日は確定ということで、2日の日もやってもいいんですけども、2日続けて。皆様のご希望があれば。

川村幸康委員

よろしいですよ。

諸岡 党委員長

じゃ、9日と3日でよろしいですか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

じゃ、7月9日と8月3日ということで確定をさせていただきます。テーマは先ほどのように、まず初回は曙町市営住宅に特化したもの、そして、2回目につきましては、もう少し幅を広めた今後の市営住宅の展開も含めたあり方そのものということで進めていきたいと思います。それでよろしいですか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

ありがとうございます。

[次回以降の日程は7月9日、8月3日と決定する。]

諸岡 党委員長

次に、議会報告会なんですけれども、テーマにつきましては防災対策についてと交通施策についてということで、前回決めていただきましたので、このように進めていきたいと思います。

報告のやり方、進め方、時間配分等をちょっとお諮りをしていきたいんですけども、

午後 6 時半から午後 8 時 45 分までということで、今回は議案自体も少なかったということもありますので、今議会の議会報告はマックス 30 分まで、質疑も入れて、残りはシティ・ミーティングという方向でいきたいと思いますが、よろしいでしょうかね。

(異議なし)

諸岡 党委員長

じゃ、あくまで目安ですが、午後 6 時半から 7 時までが議会報告。10 分ほど休憩を入れて、その後ラストまでシティ・ミーティングということで進めていきます。

竹野兼主委員

何時に集合。

諸岡 党委員長

集合は 6 時。事務局どうやろう。6 時集合。

櫻井議会事務局主幹

できれば、もう 30 分ぐらい前になると、市民の方は実はおみえになりますので。

諸岡 党委員長

1 時間前。

櫻井議会事務局主幹

会場設営でご協力願うところもあって、できれば 1 時間前ぐらいにお越しいただけると。

諸岡 党委員長

じゃ、5 時半集合ということですよ。

その次、役割分担なんですけれども、まず、議会報告、これは去年から始まって、結構委員会によって報告の仕方もまちまちな様子なんですけれども、去年の都市・環境常任委員会ってどんな感じでされてきました。

竹野兼主委員

報告がまとまっておらんと怒られましたので。1回目、2回目はまあまあうまく進んだんですけど、3回目の予算のところはちょっと報告するのが多過ぎてということで、だから、これはもう委員長がその方向性を示してもらえばそれでいいんじゃないかなと僕は思っておりますけど、正副委員長で。だから、前はとりあえず副委員長のほうで進めていただく、司会を務めてもらったということをしてしまいましたが、それは去年の正副委員長の考え方なので、お二人でまず決めていただいたらと。

諸岡 党委員長

そうしたら、最初の前段30分の報告につきましては、やり方、進め方についてはちょっと正副委員長に一任ということによろしいですか。また、正副委員長のほうで考えさせていただきます。

シティ・ミーティングのほうなんですけれども、まず、全体的に仕切っていただく司会役なんですけれども、場所が今回あさけプラザということで、どなたか立候補、司会されたい方。

伊藤修一委員

委員長。

諸岡 党委員長

いや、特段委員長じゃなきゃならんこともないと思うので。

竹野兼主委員

委員長を推薦させてもらう。

諸岡 党委員長

せっかくやで、ほんでも三平委員なり、村上さんなり、総合司会でやって仕切っていただいても結構ですし。伊藤修一委員もそうですね。

川村幸康委員

一つ意見やけど、前もやったときに、9月にやったときでも、決算のときには中森さんが上手やったなと思っているんやけど、ガイドみたいなのが少しは何かあったほうがええのかなと思うんだけどな。ベースでどれだけの予算が都市・環境常任委員会で所管しておるとか。それから、上位3項目ぐらいの予算ついてますやん。新総合ごみ処理施設についておるとか、例えば、道路とか、耐震の何かとか、そんなことだけでも何かありますやん、説明する概要みたいなやつ。2月定例会議会でありましたやんか。あんなのをもし配っておくと、少しは市民の……。

諸岡 覚委員長

防災関連予算を書類、資料添付して、さらに交通施策ですから、今、議政研の交通分科会のほうで議論されている、あれのピックアップ、要約版みたいな半ペラ1枚つくって、今、議会でこんな議論もしていますということですかね。

川村幸康委員

この間のヘルスプラザはやっぱり竹野委員長が言われた反省点は、伝えることが多かったもんで、分科会長報告を出したもんで、市民にわかりにくいという。しゃべっておると見ている文書が違うとなかなかわからんで、ある程度その紙だけは配っておいて、それに基づいた議論ならある程度できるんやけども、それ以外のことに広がっていくとなかなかやりにくい、特に都市・環境常任委員会は具体的に市民と直結する土木要望も出てこやんと限らんで、あそこつくってくれ、直してくれという話も。だから、論点を整理してもらおうと。

諸岡 覚委員長

そうしたら、資料としては、委員会絡みの防災予算とどういう措置がされているかわかりやすい一覧表的なものを一つつくって、あと、議政研の総合交通政策分科会のほうからの資料をちょっと要約したものを添付すると。シティ・ミーティングの総合司会は伊藤修一委員がしていただくということで、よろしく願いいたします。

それで、ちょっと話が戻るけれども、前段の議会報告については、正副委員長のほうで一括して説明はさせていただきますが、質疑に関しては正副委員長以外の皆さんのほうで、

どなたかその都度考えていただいて答えていただくという流れでよろしいですかね。質疑があった場合は。

竹野兼主委員

異議があっても答えやらなかったら委員長やってもらわないかんよ。

諸岡 覚委員長

いや、それは竹野委員。

竹野兼主委員

当たり前の話だけどね。

諸岡 覚委員長

勘弁してくださいよ。

じゃ、そんなところで。

あと決めておかなあかんこと、事務局ありましたっけ。

櫻井議会事務局主幹

異議はございませんが、ちょっと追加で説明させていただくのが、4月に旧の常任委員長さんとあと議運の旧正副委員長さんで寄っていただいて、それぞれのやっていただいた議会報告会の反省点を踏まえまして、その総務常任委員会での議会全体にかかわるような説明資料が非常によかったという声がありましたもので、それについては、ちょっと今、事務局が作成中で今後の議運で提示して、オーケーをいただいた上では共通の資料という形で使用していく予定ですので、それプラス、今、委員長が言われた防災関連と特別委員会関係の資料という形でご説明いただくということになるかと思っておりますのでお願いいたします。

諸岡 覚委員長

あと、ちょっと言い忘れていました。

きょうの委員会の委員長報告につきましては正副委員長でつくらせていただいて、また

後日皆さんのボックスに入れさせていただきますので、追加、加筆、修正等がございましたら、事務局を通じてできるだけ早目にまたご報告をいただきますようお願いいたします。

伊藤修一委員

ちょっと別件やけれども、説明者の人がどうも十五、六人。環境部が終わるまでえらい待っておってもらったみたいやもんで、もう少し減らしてもらって、やっぱりある程度待機する時間も長いし、人数も多いし、議事説明者というのはもうちょっと精査してもらってもええんと違うか。

諸岡 覚委員長

わかりました。もう少し人数を減らして、ぎりぎり最低限必要な人数でということで申し上げます。

それと、今、ええこと言っていただいた。私、実は前々から自分自身で思っていたことが一つあって、皆さんにお諮りして了解を得られたらそうしたいなと思うんですが、特にこの夏場の時期、暑いわけですよ。私らは自分でペットボトルを持ってきて飲みながらやっておる。理事者側はないんですよね。私は、もし皆さんのご了解が得られるんやったら、理事者側も各自持ち込みでペットボトルは認めていきたいなと思うんですが、よろしいでしょうかね。

竹野兼主委員

いいですよ。

川村幸康委員

持ってきてええと言っておったのと違う。前に倒れたでさ。

諸岡 覚委員長

それをちょっときちっと。それは何となく暗黙の了解みたいやけど、きちっと委員長の指示としてきちっと申し伝えたいと思いますが、よろしいですかね。

竹野兼主委員

持って来いと言ったらあかんのやで。

川村幸康委員

去年、本当に倒れたに。

諸岡 覚委員長

何かありましたね、そんなこと。

じゃ、そのように委員会については、この1年間、冬場も含めて、各自、自分の判断で持ち込み可とさせていただきます。

あと何か皆さん方のほうから、今、とりあえずございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

諸岡 覚委員長

それでは、今議会の都市・環境常任委員会をすべて終了いたしました。お疲れさまでございました。ありがとうございます。

15 : 40 閉議